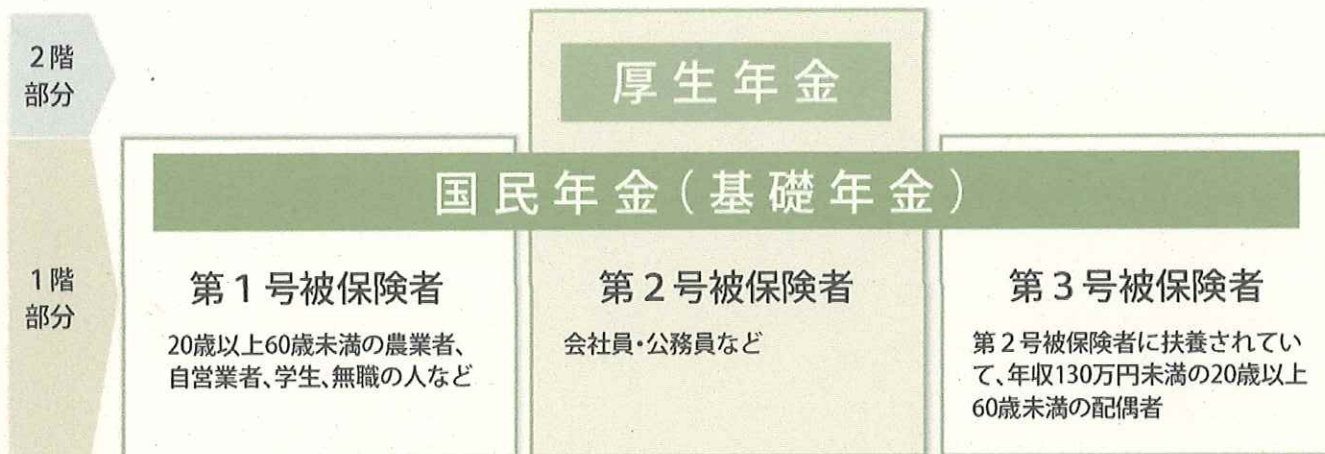


## 公的年金制度の種類と加入する制度

ページID：100-847-433-754 更新日：2023年4月3日 印刷

日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金（基礎年金）と、会社員・公務員の方が加入する厚生年金保険の2階建て構造です。

会社員・公務員の方は、2つの年金制度に加入します。



### 国民年金

国民年金には、職業などによって3つの被保険者の種別があり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。

#### 第1号被保険者

##### 加入する制度

国民年金

##### 対象者

農業者・自営業者・学生・無職の方など

##### 届出方法

お住まいの市（区）役所または町村役場へ届出します。

[国民年金に加入するための手続き](#)

##### 保険料の納付方法

納付書による納付や口座振替など、自分で納めます（納められないときは、免除や納付猶予の仕組みがあります）。

## 第2号被保険者

### 加入する制度

国民年金と厚生年金保険

### 対象者

会社員・公務員の方など

### 届出方法

お勤め先を通じて事業主が届出します。

### 保険料の納付方法

お勤め先を通じて納付します（給料から天引き）。

## 第3号被保険者

### 加入する制度

国民年金

### 対象者

国内に居住し、第2号被保険者に扶養されている配偶者※  
※一時的な海外渡航者等は特例的に第3号被保険者になる場合があります。

### 届出方法

第2号被保険者のお勤め先経由で届出します。

### 保険料の納付方法

自己負担はありません（第2号被保険者の加入制度が負担します）。

## 厚生年金保険

厚生年金保険に加入している会社、工場、商店、船舶、官公庁などの適用事業所に常時使用される70歳未満の方は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となります。

[適用事業所と被保険者](#)

## （参考）共済年金

かつては、公務員や私立学校教職員が加入する公的年金制度は共済年金と呼ばれていましたが、被用者の年金制度の一元化により、現在は厚生年金保険に加入しています。

[被用者の年金制度の一元化](#)

「年金制度全般」のページ一覧

公的年金制度の種類と加入する制度

[基礎年金番号・基礎年金番号通知書・年金手帳について](#)

[通知書の見方を調べる](#)

[ねんきんチャットボット](#)

[マイナンバーへの対応](#)

[手話・字幕付き動画](#)

# 家族を被扶養者にするとき

家族を被扶養者にするときは、被保険者が、事業主を経由して事業所を管轄している年金事務所または事務センターに「被扶養者(異動)届」を提出してください。

なお、すでに被扶養者となっている扶養家族に異動があったときも「被扶養者(異動)届」の提出が必要です。

【届書・申請書名】 健康保険 被扶養者(異動)届

国民年金第3号被保険者関係届

【添付書類】 所得に関する証明書類、生計維持に関する証明書類、  
続柄の確認できる証明書類

【提出期限】 5日以内

【提出者】 被保険者(事業主経由)

## 【留意点】

### ◆被扶養者の認定基準

- ・原則、日本国内に住所を有している者であること。
- ・認定対象者の年間収入が130万円未満で、かつ被保険者の年間収入の半分未満であること。
- ・認定対象者と被保険者が別居している場合は、年間収入が130万円未満であって、かつ被保険者からの仕送り額より少ないこと
- ・60歳以上の方、障害厚生年金を受けられる程度の障害者である場合は年間180万円未満であること。

### ◆手続きに必要な書類

#### [収入確認書類]

被扶養者の収入の有無にかかわらず、収入が確認できる書類の添付が必要です。  
ただし、所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている方は、事業主の証明(届書に記入)をもって添付書類を不要とできます。

### <収入の確認できる書類の例>

- ・課税(非課税)証明書
- ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の写し

被保険者と別居しているときは、仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類の添付が必要となります。

### <仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類>

- ・振り込みの場合は、預金通帳等の写し
- ・送金の場合は、現金書留の控え(写しも可)

※ 16歳未満の方、または16歳以上の学生は仕送り事実と仕送り額を確認できる書類の添付は不要です。

### [続柄確認書類]

被保険者と被扶養者の続柄が確認できる書類の添付が必要となります。

ただし、次のいずれにも該当するときは、添付書類を省略することができます。

- ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること
- ・次の書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを事業主が確認した旨が届書に記載していること

### <続柄が確認できる書類の例>

- ・被扶養者の戸籍謄本(被保険者との続柄がわかるもの)
- ・被保険者と被扶養者が同一世帯のときは住民票の写し(被保険者が世帯主である場合に限る)

### [被扶養者になった日から60日を超えてからの手続きとなった場合]

被扶養者になった日が事業所を管轄している年金事務所または事務センターの受付日より60日以上遡及する場合は、事実を確認できる書類の添付が必要となります。

[トップページ](#) > [お知らせ](#) > [大切なお知らせ](#) > [大切なお知らせ 2025年](#) > [12月](#) >

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて

## 労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて

ページID : 150020010-291-125-727 更新日 : 2025年12月25日 印刷

### 概要

被扶養者の認定における年間収入について、令和8年4月1日以降は、「労働条件通知書」等の労働契約内容が分かる書類に記載のある賃金（※1）から見込まれる年間収入が130万円未満（※2）であり、かつ、他の収入が見込まれず、

1. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満であると認められる場合（※3）
2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合

には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱います。

上記取り扱いにおいて必要な添付書類等は追ってお知らせします。

なお、任意継続被扶養者に関する取り扱いは[全国健康保険協会ホームページ（外部リンク）](#)をご確認ください。

（※1）労働基準法第11条に規定される賃金をいい、諸手当および賞与も含まれます。

（※2）認定対象者が60歳以上の者である場合または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、180万円未満（ただし、障害年金などの給与以外の収入があると、この方法は使えません。）、認定対象者（被保険者の配偶者を除きます。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満となります。

（※3）収入が扶養者（被保険者）の収入の半分以上の場合であっても、扶養者（被保険者）の年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、扶養者（被保険者）がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは被扶養者となることがあります。

### 年金のことをしらべる

[利用者別ガイド](#)

[シーン別ガイド](#)

[ねんきんネット](#)

[年金用語集](#)

[パンフレット](#)

[通知書の見方を調べる](#)

[このサイトについて](#) | [個人情報の保護について](#) | [関連サイト](#)

事業主の皆様へ

# 厚生年金保険・健康保険制度のご案内

厚生年金保険・健康保険の加入は、  
従業員のみなさまの生活を支えます。



加入の手続き、ご相談はお近くの年金事務所へ

※ 日本年金機構では、将来的な無年金者・低年金者の発生の防止や事業主の負担の公平性を確保するために、適用すべき被保険者がいる事業所への計画的な適用促進を実施しています。

日本年金機構

検索

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構は、公的年金の運営業務を担います。

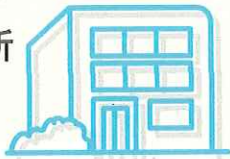


日本年金機構  
Japan Pension Service

# 加入義務について

次の事業所は、厚生年金保険・健康保険の加入が法律で義務づけられています。  
(強制適用事業所)

すべての法人事業所  
(被保険者1人以上)



個人事業所

(常時従業員 5人以上  
雇用している)

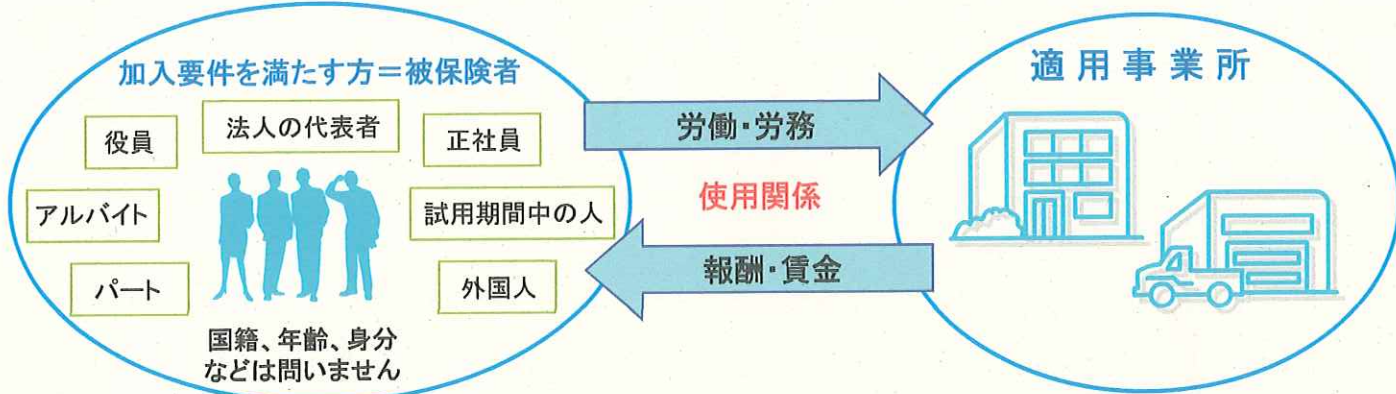


- ※ 法人事業所であっても学校法人の事業所は私立学校教職員共済制度に加入することになります。
- ※ 5人以上の個人事業所であってもサービス業の一部、農林業、水産業、畜産業などの事業所は強制適用事業所から除かれます。強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険と健康保険に加入することができます。(任意適用事業所)

## 被保険者とは

厚生年金保険・健康保険では、会社(事業所)単位で適用事業所となり、その事業所に使用される人はすべて被保険者になります。

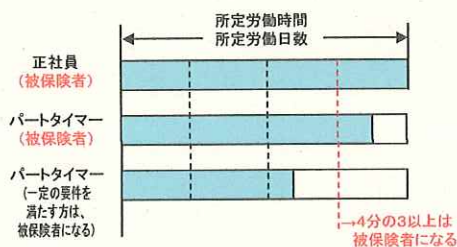
※ 厚生年金保険は、原則 70 歳に達するまでの加入となります。



## 厚生年金保険・健康保険の加入要件

正社員や法人の代表者、役員等は被保険者になります。パートタイマー・アルバイト等でも、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である方は、被保険者になります。

また、正社員の4分の3未満であっても、50人を超える企業に勤務し、週の所定労働時間が20時間以上など一定の要件を満たす方は、被保険者になります。



## 年金受給者を雇用した場合

70歳未満で老齢厚生年金(特別支給を含む)を受給している人を雇用した場合でも、加入要件を満たす方は、被保険者になります。

なお、在職中の老齢厚生年金は給料・賞与・年金から算出される1カ月当たりの合計収入に応じて、年金の一部または全部が支給停止になる場合があります。

## 外国人を雇用した場合

加入要件を満たす方は、国籍を問わず被保険者になります。

## 試用期間中の社会保険の取扱い

法律上の雇用契約や本人の同意にかかわらず、加入要件を満たす方は、試用期間の当初から被保険者になります。

# 社会保険

## 加入のメリット!

### ▶ 対象者

▶ 1分で分かる! 動画はこちら >>>

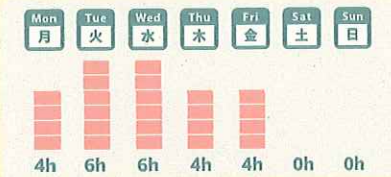


社会保険(健康保険、厚生年金保険)に加入した場合、保険料の支払いが生じるものの、医療や年金の保障が充実することから、対象者の範囲が拡大されています。以下の4つの条件全てにチェックが入った方は、法律上、社会保険加入の対象になります。



check

週の勤務時間が**20時間以上**



※残業時間は原則、含みません。

check

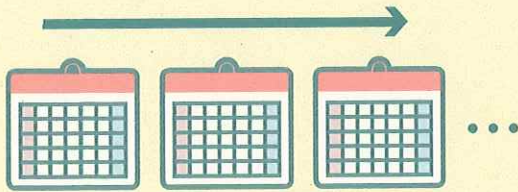
給与が月額**88,000円以上**



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

check

**2ヶ月を超えて働く予定がある**



check

**学生ではない**



※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

2024年10月～従業員51人以上の企業が対象となります。※従業員：厚生年金保険の被保険者数

### ✓ 医療メリット

▶ 1分で分かる! 動画はこちら >>>

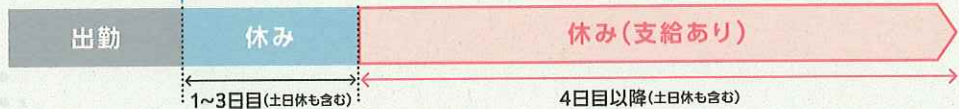


① **傷病手当金** …… 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)

4日目から、最大1年6ヶ月、給与の**2/3の金額**が受け取れます。\*1



病気またはけがが発生



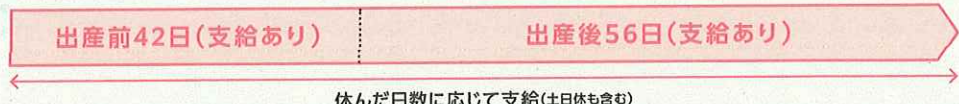
※1 支給額の例 | 30日休んだ場合は**58,860円**支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) \*月額給与98,000円の場合

② **出産手当金** …… 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間

給与の**2/3の金額**が受け取れます。\*2



出産



休んだ日数に応じて支給(土日休も含む)

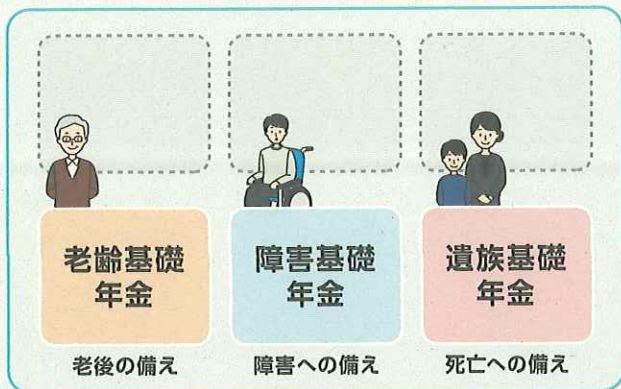
※2 支給額の例 | 98日休んだ場合は**213,640円**支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) \*月額給与98,000円の場合

## 年金メリット

厚生年金保険に加入すると、**年金額が増えます。**

加入前(国民年金のみ)

加入後(国民年金+厚生年金保険)



## ▶ 年金額の増額例

1分で分かる! 動画はこちら >>>



厚生年金保険に加入することで「基礎年金」に加えて「厚生年金」が受け取れます。

厚生年金保険に加入することで増える年金額(年額)の目安は以下のとおりです。

老齢厚生年金

年間給与 加入年数	120万円	150万円	200万円
1年	5,900	7,600	10,300
5年	29,700	38,200	51,500
10年	59,400	76,400	103,000
15年	89,100	114,600	154,600
20年	118,800	152,800	206,100
25年	148,500	191,000	257,700

(単位:円)

例えば、年間給与120万円で厚生年金保険に25年加入した場合、年金を65~80歳まで(15年間)受給すると...

累計

約**220万円** 増額

老齢基礎年金

年額 **831,000円**

※40年加入した場合  
※令和7年度の年金額の場合

## ▶ 社会保険加入による変化を計算してみましょう

### ▼ 手取り額のシミュレーション

社会保険加入による保険料の支払いなど手取り額の変化をシミュレーションすることができます。

※大まかな試算のため、詳細は勤務先の人事・労務担当者にご確認ください。



手取りかんたん  
シミュレーター



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/koujirei/jugyouin/#simulation01>

### ▼ 年金額のシミュレーション

社会保険加入による将来のご自身の年金額の変化をシミュレーションすることができます。



公的年金  
シミュレーター



<http://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>



# 社会保険加入 を考える

## 3ステップ!

STEP  
1

社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入による手取月額(概算)について考えてみましょう。

加入前

### ▼ 国民健康保険・国民年金に加入

月額給与	98,000円
国民健康保険料	3,800円
国民年金保険料	18,000円
雇用保険料	600円
所得税※1	0円
手取り月額(概算)	75,600円

### ▼ 社会保険の扶養の範囲で働く

月額給与	98,000円
健康保険料	0円
厚生年金保険料	0円
雇用保険料	600円
所得税	500円※2
手取り月額(概算)	96,900円

私たちの社会保険料はどうなりますか?



加入後

### ▼ 社会保険に加入して働く

月額給与	98,000円
健康保険料	4,900円
厚生年金保険料	9,000円
雇用保険料	600円
所得税	0円
手取り月額(概算)	83,500円

保険料の半分は会社が支払うのですね!



ご自身の手取りの変化を計算してみましょう!



手取りかんたんシミュレーター



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/koujirei/jugyouin/simulation01>

※1 所得税額については、毎月の収入額の変動や控除の追加などにより年末調整において調整額が発生し、一月当たりの所得税額が本事例と異なったものとなる場合があります。詳細は勤務先の人事・労務担当者に確認ください。住民税については、前年の所得により住民税額が決定されるため、手取り計算の算式には考慮しておりません。

※2 このケースでは毎月の源泉徴収においては所得税額が生じますが、令和7年度税制改正における基礎控除の引上げ等によって、年末調整または確定申告で還付が発生し、実際の年間の税額は0円となります。

STEP  
2

社会保険加入による保障の違いについて考えてみましょう。

加入前  
↓  
加入後

### ¥ 年金額 (40年加入)

国民健康保険・国民年金に加入

社会保険の扶養の範囲で働く

年額 約83万円

国民年金のみに加入した場合の例

### ¥ 傷病手当金

保障なし

社会保険に加入して働く

※月額給与98,000円の例

年額 約95万円

40年のうち、20年厚生年金に加入した場合

12万円UP

病気やけがで会社を4日以上続けて休んだ場合は、社会保険から傷病手当金の受取り(30日間休んだ場合の例)

月額 2,180円 [27日分支給で 58,860円]

※ご自身の将来の年金額を試算する場合は、裏面へ

※傷病手当金の額は給与の2/3の金額が目安となります。

1分で分かる!動画はこちら



STEP  
3

ご家族や周りの方にも相談して働き方を考えましょう。

ご家族の方の会社から家族手当が支給されている場合は、社会保険に加入することで、手当が支給されなくなることもありますので、ご家族で働き方を考えましょう。



# ！ 将来の年金額について計算してみましょう！

## ▶ ねんきん定期便をお持ちの場合



Aさん 35歳 (女性)

27歳から夫の扶養の範囲で就労 今後 (35歳以降)、社会保険に加入して働くことを検討中

STEP 1

例えば、Aさんが27歳から59歳まで夫の扶養内で働いている前提で試算する場合



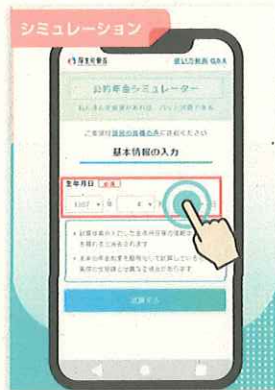
STEP 2

「ねんきん定期便」の二次元コードからシミュレーターにアクセス



STEP 3

生年月日を入力



STEP 4

二次元コードを読み込んだ場合、現在の加入条件が60歳になる直前まで継続すると仮定して試算した現時点の見込み額が表示されます



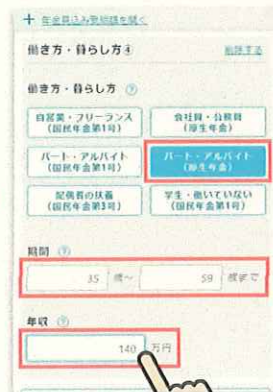
STEP 5

35歳以降 社会保険に加入後の条件を入力するため、働き方、暮らし方欄を追加



STEP 6

厚生年金を選択し、年齢を35歳から59歳まで想定する年収を入力



STEP 7

加入後の見込み額が表示されます



※令和6年度の年金額



ねんきん定期便の二次元コードを用いて公的年金シミュレーターによる操作方法を1分動画で確認したい方はこちら



## ▶ ねんきん定期便をお持ちでない場合



公的年金シミュレーターのサイトから直接、加入期間などを入力することにより年金額の試算が可能です。



# 社会保険加入に関するQA集!



Q1

1週間単位で所定労働時間が定められていない場合の1週間の所定労働時間の算出方法を教えてください。

A

◆**所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し一定ではない場合(4週5休制等)**

…当該周期における1週間の所定労働時間を平均し、算出します。

◆**所定労働時間が1ヶ月単位で定められている場合**

…1ヶ月の所定労働時間を12分の52で割って算出します。

◆**特定月の所定労働時間に例外的な長短がある場合**

(夏季の特定の月が例外的に短い、繁忙期の特定の月が例外的に長い等)

…当該特定の月以外の通常の月の所定労働時間を12分の52で割って、1週間の所定労働時間を算出します。



Q2

月額8.8万円には、給料のどの手当が含まれますか。

A

月額8.8万円の算定対象は、**基本給及び諸手当**で判断します。

ただし、**以下の賃金は算入されません。**

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- ② 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ③ 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- ④ 最低賃金において算入しないことを定める賃金(精進手当、通勤手当及び家族手当)



Q3

2ヶ月以内の契約であれば該当しないのでしょうか。

A

最初の雇用契約の期間が2ヶ月以内であっても、次に該当する場合は2ヶ月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合に該当するものとして、最初の雇用契約に基づき使用され始めた時に被保険者資格を取得することになります。

(ア) 就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されていること。

(イ) 同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき使用されている者が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて使用された実績があること。



Q4

「学生ではないこと」について、「学生」はどのような方になりますか。

A

「学生」とは、主に高等学校の生徒、大学又は短期大学の学生、専修学校に在学する生徒等が該当します。

卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっている者、休学中の者、定時制課程及び通信制課程に在学する者その他これらに準じる者(いわゆる社会人大学院生等)は学生でも社会保険の対象となります。

# 社会保険加入に関するQA集!



Q5

傷病手当金や出産手当金は1日あたりいくらもらえますか。

A

## ◆1日当たりの金額

**【支給開始日(※1)の以前12ヶ月間の標準報酬月額を平均した額】÷30日(※2)×2/3(※3)**

※1 支給開始日は、最初に傷病手当金(出産手当金)が支給された日のことです。

※2 働いた月に関わらず「30日」で割ったところで1の位を四捨五入

※3 「2/3」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入

注)会社が加入している健康保険の保険者(健保組合や協会けんぽなど)によって、金額が異なる場合もありますので、ご不明な点は、保険者にご確認ください。

なお、支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、次のいずれか低い額を使用して計算します。

- 1 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- 2 加入する健康保険の標準報酬月額の平均額

ただし、休業している間にも会社から給与が支払われる場合は、傷病手当金(出産手当金)と給与の差額が支給され、給与が傷病手当金(出産手当金)よりも多い場合は、支給されません。

## ◆(参考)退職後の継続給付

次の2点を満たしている場合に退職後も引き続き残りの期間について傷病手当金(出産手当金)を受けることができます。

- 1 退職日までに継続して1年以上の被保険者期間があること。
- 2 退職時に傷病手当金(出産手当金)を受けているか、または受ける条件を満たしていること。

なお、退職日に出勤したときは、継続給付を受ける条件を満たさないため、資格喪失日(退職日の翌日)以降の傷病手当金(出産手当金)は受給できません。



Q6

家族に相談する場合にどのような点に留意すれば良いでしょうか。

A

社会保険の加入によって生じる変化を伝えることが重要です。

メリットとしては、①将来受け取れる年金が増額、②休業時に給付が受けられる(傷病手当金、出産手当金)が挙げられます。

また、現在扶養に入っている方は、新たに社会保険料が発生すること、配偶者の会社で支払われている「家族手当」、「配偶者手当」の対象外となる可能性があることにも留意が必要です。

保険料の額については、シミュレーションのためのチラシを厚生労働省で作成していますので、是非ご活用ください。また、手当については、近年見直しを進めている企業もあるため、配偶者のお勤め先に最新の状況をご確認ください。



Q7

雇用保険のみ入ることはできますか。

A

雇用保険の適用事業所に雇用される次の労働条件のいずれにも該当する労働者の方は、原則として全て被保険者となります。

- 1 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 2 31日以上雇用見込みがあること

そのため、「社会保険加入のメリット(1ページ)」チラシに記載してある4つの要件に該当する場合は、社会保険と雇用保険ともに加入することになります。



# 子育て支援制度の各種手続き（概要）

## ● 休業期間中の保険料の免除措置

### 産前産後休業期間中の保険料免除

#### 概要

産前産後休業期間中（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除。

#### 届書等

「産前産後休業取得者申出書」

#### 注意点

- ・産前産後休業期間中に申出が必要。
- ・役員の方も被保険者であれば申出可。

### 育児休業期間中の保険料免除

#### 概要

育児・介護休業法に基づく育児休業制度を利用する場合（3歳未満の子を養育する場合）には保険料が免除。

#### 届書等

「育児休業等取得者申出書」

#### 注意点

- ・育児休業期間中に申出が必要。
- ・役員の方で育児休業制度を利用できない場合は、被保険者であっても申出不可。

## ● 休業期間終了後の標準報酬月額の設定

### 産前産後休業終了後の改定

#### 概要

産前産後休業の終了後に報酬が下がった場合など、終了後の3カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定。

#### 届書等

「産前産後休業終了時報酬月額変更届」

#### 注意点

産前産後休業終了日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は届出不可。

### 育児休業終了後の改定

#### 概要

育児休業の終了日に3歳未満の子を養育していて報酬が下がった場合など、終了後の3カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定。

#### 届書等

「育児休業等終了時報酬月額変更届」

#### 注意点

育児休業終了日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は届出不可。

## ● 標準報酬月額の特例措置〔厚生年金保険のみ〕

### 養育期間中の標準報酬月額の特例措置（みなし措置）

#### 概要

3歳未満の子の養育期間中の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合は、年金額の計算において従前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす。

#### 届書等

「養育期間標準報酬月額特例申出書」

#### 注意点

保険料負担、健康保険の給付は、実際の標準報酬月額にもとづいて計算。



## ● 保険料免除期間の変更・終了

### 産前産後休業期間の変更

#### 概要

出産前に「産前産後休業取得者申出書」を提出した方で、出産予定日と異なる日に出産した場合は、変更後の休業期間について保険料が免除。

#### 届書等

「産前産後休業取得者変更(終了)届」

#### 注意点

出産予定日に出産した場合は届出不要。

### 育児休業期間の終了

#### 概要

終了予定日より前に育児休業を終了した場合は、届出により保険料免除を終了。

#### 届書等

「育児休業等取得者終了届」

#### 注意点

- ・ 終了予定日に終了した場合は届出不要。
- ・ 育児休業から引き続いて産前産後休業を開始した場合も届出不要。

### 産前産後休業期間の終了

#### 概要

終了予定日より前に産前産後休業を終了した場合は、届出により保険料免除を終了。

#### 届書等

「産前産後休業取得者変更(終了)届」

#### 注意点

終了予定日に終了した場合は届出不要。

### 標準報酬月額の特例措置の終了

#### 概要

3歳未満の子を養育しなくなった場合は、届出により特例措置を終了。

#### 届書等

「養育期間標準報酬月額特例終了届」

#### 注意点

子が3歳に達したとき、資格を喪失したとき、産前産後休業または育児休業の保険料免除を開始したときは届出不要。

## ● 標準報酬月額の特例措置の終了〔厚年〕

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構

検索

## (参考) 健康保険の出産に関する給付の手続き

### 出産したときの給付

#### 概要

妊娠85日(4カ月)以後に出産したとき、出産育児一時金が支給。

#### 申請書

「出産育児一時金支給申請書」ほか  
※ 希望する支給方法によって、申請書が異なるので注意。

### 出産で会社を休んだときの給付

#### 概要

産前産後休業期間(産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日)のうち、給料を受けられなかったとき、出産手当金が支給。

#### 申請書

「出産手当金支給申請書」

詳しい給付内容や申請書・手続き方法などは、ご加入の **全国健康保険協会の都道府県支部**、または **健康保険組合** にお問い合わせください。

パソコン・  
スマホで

24時間  
いつでも

ご自宅で



窓口に行かなくて  
いいので便利！

# 「ねんきんネット」をご活用ください！

厚生年金保険加入者の方へ



## 年金記録が いつでも確認できます！



今までの記録は  
どうなってるかな

これまでの年金加入履歴や  
保険料の納付状況等を確認できます

- 年金の加入月数
- 資格取得・喪失年月日
- 月ごとの納付状況
- 持ち主不明記録の検索



## 通知がオンラインで 受け取れます！

確定申告を簡単に  
できないかな？



確定申告に使用する通知書をe-Tax対応の  
電子データで受け取れます  
ペーパレス化にぜひご協力ください

- ねんきん定期便
- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
- 公的年金等の源泉徴収票



## 年金見込額の試算は オンラインで！



将来いくら年金が  
もらえるのかな？

年金見込額を知りたいときに  
オンラインで確認できます

- **かんたん試算**  
現在の加入条件が60歳まで継続すると  
仮定して見込額を自動的に試算できます
- **詳細な条件で試算**  
今後の職業や年金受給開始年齢など  
詳細な条件を自分で設定して試算できます



## 年金の手続きが スマホで完結！

窓口へ手続きに  
行く時間がないな



お勤め先を退職したとき等の  
国民年金に関する手続きや  
年金請求手続きがオンラインでできます

- 国民年金の加入手続き
- 保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の手続き
- 老齢年金請求の手続き（一部の方から順次開始）

# 「ねんきんネット」は「マイナポータル」との連携で簡単に利用できます

連携に  
必要なもの



## ① スマートフォン

スマートフォンに  
マイナポータルアプリを  
インストールしてください。



<https://myna.go.jp>

## ② マイナンバーカード



## ③ 数字4桁のパスワード

(例) 1 2 3 4

マイナンバーカード受け取り時に設定した  
「利用者証明用電子証明書パスワード」

ステップ 1

### マイナポータルのログイン

- ① マイナポータルアプリを起動し、「登録・ログイン」を選択する
- ② 数字4桁のパスワードを入力する
- ③ スマートフォンにマイナンバーカードをかざして読み取り開始
- ④ 読み取りが完了したらログインが完了し、ウェブサイトがひらく

#### ▶ マイナポータルのログインが完了

※初めてマイナポータルの登録を行う際は、マイナンバーカードの読み取り（ログイン）後に、利用者情報の登録が必要となります。画面の案内に従って操作してください。

登録・ログイン



ステップ 2

### マイナポータルからねんきんネットへの連携手続き

- ① マイナポータルのトップ画面「年金」を押す
- ② 年金ページの「連携をはじめる」を押す
- ③ ねんきんネットの利用規約を確認し、「同意して次へ」を押す
- ④ 連携の手続きが終わると審査が行われ、画面が切り替わる

#### ▶ マイナポータルとねんきんネットの連携が完了

ご・マイナポータルからねんきんネットへ初めて連携する処理は、平日8時から23時に行われます。  
注（時間外に連携手続きを行った場合は、次の平日の10時10分から自動的に処理されます。）  
意・基礎年金番号をお持ちでない等、一部ねんきんネットをご利用できない場合があります。

年金



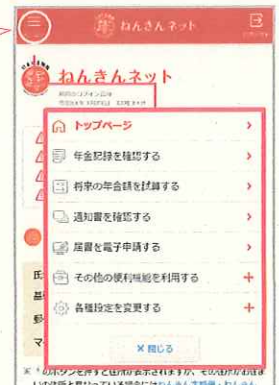
ステップ 3

### ねんきんネットの利用開始

- ① メールアドレスを登録する
- ② 登録したメールアドレスに送付されるワンタイムパスワードを入力する
- ③ お知らせメールの配信希望有無及びねんきん定期便のペーパーレス化希望有無を登録する
- ④ 登録が完了するとねんきんネットが利用可能となる

●ねんきんネットの各機能は、左上の「メニュー」から選択する

メニュー



**ぜひ、ねんきんネットの便利な機能をご利用ください！**

## 登録方法や操作にお困りの場合は

### ■ ホームページで確認

ねんきんネット

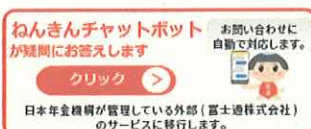
検索

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



### ■ 相談チャットで確認

日本年金機構ホームページのトップページ下記バナー



<https://www.nenkin.go.jp>

### ■ お電話で確認（ねんきんネット専用番号）

**0570-058-555**

ナビダイヤル 全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
通話料金定額プランの対象外です。

050 から始まる電話からおかけになる場合 (東京) **03-6700-1144**

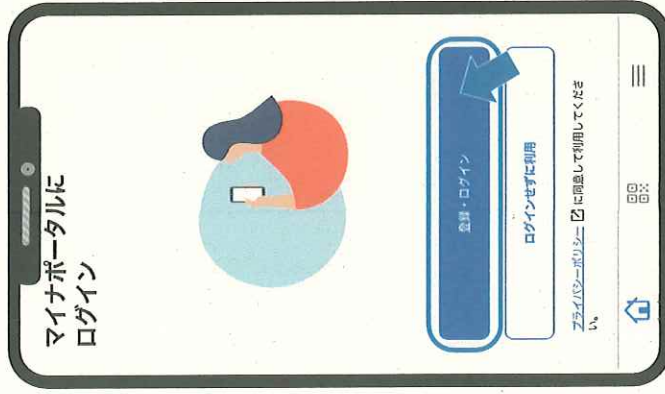
受付時間	月曜日※1	8:30~19:00	※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。
	火~金曜日	8:30~17:15	
	第2土曜日※2	9:30~16:00	※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。

# マイナポータル経由での「ねんきんネット」利用登録手順 スマートフォン版

## STEP1 マイナポータルへのログイン

### ① [登録・ログイン] を押す

マイナポータルアプリを起動し、[登録・ログイン] を押します。



マイナポータルはこちら

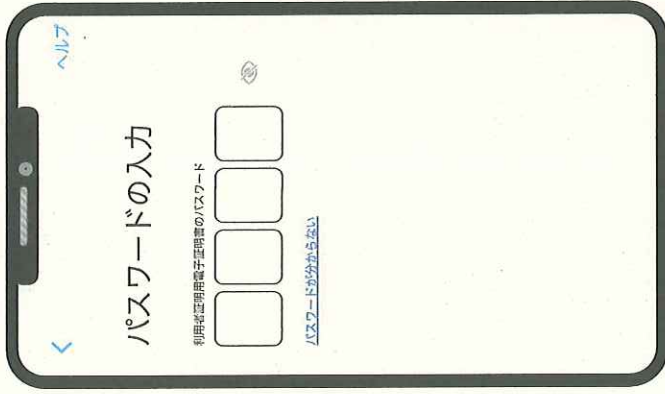


<https://myna.go.jp>

## STEP2 ねんきんネットと連携

### ② パスワードの入力

利用者証明用電子証明書のパスワードを半角数字4桁で入力します。



### ③ マイナンバーカードの読み取り

マイナンバーカードをスマートフォンにかざして[読み取り開始] を押します。



※カードをかざす位置は、端末によって異なります。

### ④ マイナポータルへのログイン完了

マイナンバーカードの読み取りが完了すると、ログインが完了し、ウェブサイトがひらきます。



※初めてマイナポータルの登録を行う際は、マイナンバーカードの読み取り（ログイン）後に、利用者情報の登録が必要となります。画面の案内に従って操作してください。

※マイナポータルの操作方法等について、詳しくは以下のページをご覧ください。

- ・マイナポータル操作マニュアル（マイナポータルトップページ「メニュー」内の「ヘルプ」にある「使い方」を押すと、利用ガイド内にある「操作マニュアルをひらく」を押してください。）
- ・マイナポータルよくあるご質問（マイナポータルトップページ「メニュー」内の「ヘルプ」にある「よくある質問」を押してください。）

※ご不明な点がある場合は、マイナポータルへログイン後のお問い合わせフォームからお問い合わせください。（マイナポータルトップページ「メニュー」内の「ヘルプ」にある「お問い合わせ」を押してください。）

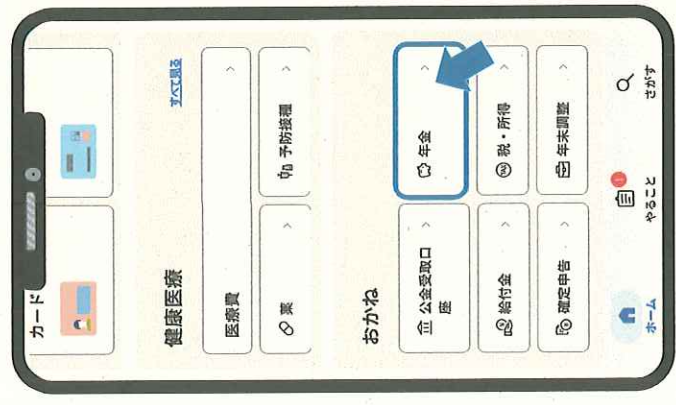
### STEP1 マイナビポータルへのログイン

### STEP2 ねんきんネットと連携

※画面のデザインや文言は、実際の画面と異なる場合があります。

#### ⑤ [年金] を押す

トップページを下へスクロールして、[年金]を押します。



#### ⑥ [連携をはじめめる] を押す

年金ページの[連携をはじめめる]を押します。



#### ⑦ [同意して次へ] を押す

ねんきんネットの利用規約を確認し、[同意して次へ]を押します。



#### ⑧ 連携手続き完了

連携の手続きが終わると、審査が行われます。画面が切り替わり、ねんきんネットを利用できます。



# 登録完了

#### 〇ねんきんネットと連携に当たっての留意事項

- ・マイナビポータルからねんきんネットへ初めて連携する処理は、平日8時から23時に行われます。  
(上記時間以外に連携手続きを行った場合は、次の平日の10時10分から自動的に処理されます。)
- ・連携状況は[外部サイトとの連携トップ]から確認できます。  
また、[メニュー]の[メール通知]から設定を行うと、連携が完了するとメールでお知らせが届きます。
- ・基礎年金番号をお持ちでない等、一部ねんきんネットをご利用できない場合があります。

#### 〇マイナビポータル経由のねんきんネットログイン方法

- ・連携完了後は、[年金]ページの[ねんきんネットTOP]から、いつでもねんきんネットにログインできます。
- 〇ねんきんネット初回利用時の流れ
  - ・ねんきんネットを初めて利用する際は、ワンタイムパスワード認証を行い、メールアドレスを登録します。
  - ・お知らせメールの配信希望有無及びねんきん定期便のペーパーレス化希望有無の登録が完了するとねんきんネットをご利用できます。

※すでに他の利用者がねんきんネットに登録しているメールアドレスは登録することができません。  
(例えば、ご家族で共有のメールアドレスを使用しており、すでに「ねんきんネット」にそのメールアドレスが登録されている際は利用できません。)

#### 【メールメッセージ】

